

ID: 1697

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	除却等計画の認定		
法令名称 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第104条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第104条及び第105条の規定による。 (除却等計画の認定) 第104条 第113条第2項第1号に規定する売却決議マンション又は同項第3号に規定する売却決議マンション群(以下この節において「売却決議マンション等」と総称する。)を買い受けようとする者は、当該売却決議マンション等ごとに、国土交通省令で定めるところにより、当該売却決議マンション等の除却等に関する計画(以下「除却等計画」という。)を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。 2 除却等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 売却決議マンション等を買受けた日から売却決議マンション等の除却等をする日までの間における当該売却決議マンション等の管理に関する事項 (2) 売却決議マンション等の除却等の予定時期 (3) 売却決議マンション等の除却等に関する資金計画 (4) 売却決議マンション等の除却等をした後の土地の利用に関する事項 (5) その他国土交通省令で定める事項 (除却等計画の認定基準) 第105条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 売却決議マンション等を買受けた日から売却決議マンション等の除却等がされる日までの間に、当該売却決議マンション等について新たな権利が設定されないことが確実であること。 (2) 売却決議マンション等の除却等に関する資金計画が当該除却等を遂行するため適切なものであり、当該売却決議マンション等の除却等がされることが確実であること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日